

「茨城県いじめの根絶を目指す条例」について

いじめを「**しない、させない、許さない。**」が合言葉。

この条例は、子どもたちが安心して楽しく学校生活を送れるよう、いじめを「しない、させない、許さない。」を合言葉に、いじめが行われなくなることをめざして作られました。(令和2年4月1日施行)
ご家庭でも、条例の内容をふまえ、お子様とぜひ話し合っ、いじめの根絶をめざしましょう。



児童生徒のみなさんへ

【条例第4条, 15条】より

- ★ いじめをしてはいけません。
- ★ いじめをされたり、いじめを見たり、聞いたりしたら、相談しましょう。
- ★ こまったことがあったら、一人で抱え込まずに、信頼できる大人に相談しましょう。



保護者のみなさんへ

【条例第9条】より

- ★ いじめをしないよう、子どもの教育を行いましょう。
- ★ いじめから子どもを保護しましょう。
- ★ 子どもがいじめを行っているときは、直ちにやめさせましょう。



- 大人のみなさんは・・・【条例第10条】より
 - ・ 地域社会で、児童生徒の健全育成を支えましょう。
 - ・ いじめを見逃さず、見たり聞いたりしたら、学校や相談窓口に通報しましょう。
 - ・ いじめの根絶をめざし、児童生徒の模範となるよう行動しましょう。
- 社会総がかりで取り組みます。それぞれに責任や役割があります。
 - 学校 教育委員会 県 市町村 県民



くわしくはこちら！

いじめ・・・「見たら、聞いたら、困ったら」 学校か、次の窓口にご相談しましょう。

名称	【子どもホットライン】	【いじめ・体罰解消サポートセンター】	【いばらき子どもSNS相談】
方法	電話・メール・FAX	面談・電話・メール・書き込み	LINE
対象	子ども専用	児童生徒・保護者等	県内中高生
時間	毎日 24時間	月・水 9:00～16:30 火・木・金 9:00～18:30 ※R3.4月以降、変更の可能性有	毎日 18:00～22:00 ※R3.4月以降、変更の可能性有
連絡先	電話 029-221-8181 くわしくは【子どもホットライン】で 検索してください。	各地区のサポートセンターへ 【いじめ・体罰解消サポートセンター】で 検索してください。	【いばらき子どもSNS相談】で 検索してください。

